

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 4 日

郡上市長 日置 敏明

記

【実質化された人・農地プラン】

1. 協議の場を設けた区域の範囲

八幡・初納（吉田）地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 1 月 29 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 1 経営体 |
| 個人 | 2 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4. 対象地区的課題

- ・アンケート調査結果を参考にして、今後「農業をやめる」又は「経営規模を縮小する」と考える農家で「農業後継者のいない」農家の農地を中心に、今後の農地維持の在り方について協議する必要がある。
- ・中山間地域直接支払交付金による営農支援、多面的機能支払交付金による農地維持保全活動の推進など、国交付金を活用した農地維持に向けた体制づくりが必要である。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・吉田地区の水田及び畑地利用は、アンケート調査で 5 年後に農業経営を維持すると回答した農家を中心として営農を行う。
- ・今後、個人農家で農地を維持できない場合は、地区代表者や担い手との協議により貸し出しを検討する。担い手に農地を貸し出す際には地権者の理解を得ながら農地中間管理機構を活用した中間管理権の設定を推進する。担い手は経営効率を重視し、分散錯団を解消するため、必要に応じて農地転換するなど新たな経営農地について担い手間で協議した上で権利設定を行う。
- ・今回の人・農地プラン策定を通じて、農家同士で将来の経営農地について協議を行つ

た。今後、農家の営農支援のため現役農家だけでなく、その後継者にも農地保全の必要性について継承するための体制づくりを進める。

6. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

・農地の貸付け等の意向

アンケート調査の結果、新たに貸付け等の意向が確認された農地及び5年後に農業をやめる農家の農地（既に担い手に貸し付け又は作業委託している農地は除く）は0.9haである。今後、対象農地で営農を希望する担い手を探しながら貸付意向のある農地からマッチングを進める。

・農地中間管理機構の活用方針

担い手への農地貸付を検討する際には、農地中間管理事業について地区農家、地権者の理解を得ながら中間管理権の設定を図る。中間管理権設定については地区及び担い手にメリットのある国支援事業の活用を検討しながら進める。

・基盤整備への取組方針

早期の農業生産基盤の安定化を目指し、吉田用水路整備事業の着手に向けて国事業の耕作条件改善事業を活用するため、受益農家が連携を図る。

・中山間地域等直接支払交付金の活用による営農環境整備の取り組み方針

担い手に限らず、個人経営体の営農支援に向けて、集落協定組織づくりと交付金による農地法面の崩壊防止のための定期点検や水路清掃、草刈り実施、用排水路・農道の管理体制について協議を図る。

・鳥獣被害防止対策の取組方針

吉田地区について柵、ネットなどの設置や維持管理により鳥獣害防止対策を図る。

・多面的機能支払交付金の活用による農地維持の取り組み方針

現役農家を中心として多面的機能支払交付金の活用を検討しながら、関係住民の協力により用水路、農道、法面の適正管理のため、定期的な見回りの実施及び必要に応じた修繕を行うよう協議を図る。